

ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！

Ver.10 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の
贈与税の非課税の範囲が再検討されています。



平成 25 年 4 月 1 日から実施されている「直系尊属からの教育資金の贈与税の非課税制度」の見直しが進んでいる、という記事が先日の新聞の一面に載っていましたので、今回は昨年から実施されている教育資金の非課税制度のおさらいと、どの様に改正が行われるのかについて簡単に説明をさせていただきます。

現行制度

まず現在施行されている「直系尊属からの教育資金の贈与税の非課税制度」についてですが、以下の様な要件を満たす教育のために使用した金額が贈与税の課税対象から除かれます。

- * 教育資金の贈与を受ける者の年齢が 30 歳未満であり、直系尊属（祖父母や親）からの贈与であること（限度額 1,500 万円）
- * 教育資金管理契約に基づき、金融機関等を通して行われた預金や信託の受益権、有価証券等の贈与であること
- * 贈与が行われるまでに金融機関等を通じて教育資金非課税申告書を所轄の税務署に提出すること（実際には金融機関等が届出を行いますので、個人で税務署へ提出することは不要です）
- * 非課税の対象となるのは、学校等に対して支払う入学金、授業料、その他教育に関する費用であること。また学校以外の者への教育に関する費用としては、社会通念上相当と認められる学習塾やスポーツ、芸術に関する指導への対価等であること（学校以外への支払の非課税限度額は 500 万円）
- * 教育のために支出をした金額について、領収書等により、支出額が明確に分かること

なお、教育資金管理契約が終了したとき、又は受益者の年齢が 30 歳を越えた際に、贈与

を受けた金額から教育のために使用した金額を差引いた残額がある場合には、残額については通常の贈与税が課税されます。

改正点

前述の制度がどの様に変更されるかについてですが、期限と非課税の対象となるお金の使い道が拡大される見込です。

まず期限についてですが、現状ですと平成 27 年 12 月 31 日までとなっている贈与期限が 2~3 年程度延長をされる見込です。

次に使い道の拡大についてですが、現状の教育に要する費用だけでなく、子育てに要する費用である出産費用ですとか、ベビー用品の購入費用までが対象に加えられる検討がなされているということです。

年末の与党税制調査会で正式に決定される見込だということですが、日本が抱える少子高齢化や、高齢者から若者への資産移転といった観点からも改正が行われる可能性が高い、と言えると思います。

また平成 26 年から正式にスタートした NISA についても、直系尊属から 0~18 歳の孫や子供名義での投資については、配当や売却益について所得税を非課税とする、といった改正を検討しているようです。

今後も直系尊属からの資産移転に関する税制改正には目が離せないところです。

